

## 6 障害者（児）関係施設の状況

障害者（児）関係施設の総数は9,227施設で、前年に比べ264施設、2.8%減少している。定員は287,415人で、前年に比べ25,025人、8.0%減少し、在所者（児）数は275,622人で、前年に比べ21,191人、7.1%減少している。（表6、統計表第2、3、4表）

表6 障害者（児）関係施設の施設数・定員・在所者数の年次推移

各年10月1日現在

	平成15年	16	17	18	19	20	対 前 年	
	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	増減数	増減率(%)
施 設 数								
施設総数	8 396	8 981	9 381	9 607	9 491	<b>9 227</b>	△ 264	△ 2.8
障害者支援施設等 1)	.	.	.	.	2 233	<b>2 898</b>	665	29.8
身体障害者更生援護施設 2)	1 302	1 397	1 466	1 508	1 188	<b>972</b>	△ 216	△ 18.2
知的障害者援護施設 2)	4 014	4 321	4 525	4 682	3 873	<b>3 315</b>	△ 558	△ 14.4
精神障害者社会復帰施設 2)	1 363	1 530	1 687	1 697	935	<b>782</b>	△ 153	△ 16.4
身体障害者社会参加支援施設 3)	862	866	828	844	377	<b>374</b>	△ 3	△ 0.8
児童福祉施設(障害児関係) 4)	855	867	875	876	885	<b>886</b>	1	0.1
定 員 (人)								
定員総数 5)	303 330	316 062	327 253	335 674	312 440	<b>287 415</b>	△ 25 025	△ 8.0
障害者支援施設等 1)	.	.	.	.	15 508	<b>30 329</b>	14 821	95.6
身体障害者更生援護施設 2)	58 518	60 380	61 788	62 378	51 922	<b>41 897</b>	△ 10 025	△ 19.3
知的障害者援護施設 2)	180 320	188 484	195 395	202 167	180 020	<b>153 954</b>	△ 26 066	△ 14.5
精神障害者社会復帰施設 2)	19 016	21 670	24 293	25 542	19 819	<b>16 373</b>	△ 3 446	△ 17.4
身体障害者社会参加支援施設 3)	660	540	520	440	440	<b>440</b>	—	—
児童福祉施設(障害児関係) 4)	44 816	44 988	45 257	45 147	44 731	<b>44 422</b>	△ 309	△ 0.7
在 所 者 (児) 数 (人)								
在所者(児)総数 5)	286 147	298 204	308 234	318 222	296 813	<b>275 622</b>	△ 21 191	△ 7.1
障害者支援施設等 1)	.	.	.	.	14 105	<b>28 373</b>	14 268	101.2
身体障害者更生援護施設 2)	54 739	56 319	57 507	58 276	49 085	<b>39 872</b>	△ 9 213	△ 18.8
知的障害者援護施設 2)	175 407	182 649	188 646	196 683	175 971	<b>151 983</b>	△ 23 988	△ 13.6
精神障害者社会復帰施設 2)	17 749	20 977	23 899	25 270	19 194	<b>15 564</b>	△ 3 630	△ 18.9
児童福祉施設(障害児関係) 4)	38 252	38 259	38 182	37 993	38 458	<b>39 830</b>	1 372	3.6

注：1) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

2) 平成19年からは障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

3) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。

4) 児童福祉施設(障害児関係)とは、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設である。

5) 定員、在所者数を調査していない施設は掲載していない。